

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり廃止する。

路線番号	路線名	区間
10200	1地区200号線	平島檜田301番1地先 平島檜田301番1地先
60213	6地区213号線	茶町二丁目971番17地先 茶町二丁目1141番15地先